

1 基本理念

- (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）『いじめは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。』と定義する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- (2) いじめ防止対策の基本的な方針 いじめの問題への対応は、本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、保護者及び関係機関、地域の力も積極的に関わり連携を図ることが必要である。いじめを背景として、教育を受ける権利の侵害や児童生徒の生命、心身に重大な危険が生じる事のないよう未然防止に向け取り組むことを旨として、いじめ防止等の対策を行う。
- (3) 児童の責務すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。そのために、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する理解を深めなければならない。
- (4) 学校及び教職員の責務 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめに向かわせないための未然防止早期発見・早期対応に取り組む。未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業・行事づくりや集団づくりを行う。児童の生きる力と人を傷つけない、自分と他者の命を大切にする心を育むとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりに取り組まなくてはならない。互いに思いやる心を育て、ルールやマナーを守るなどの規範意識を児童が身に付けるため、道徳教育や集団活動の充実を図る。また、在籍する児童等がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、全力でいじめられている児童を守らねばならない。

2 組織

- (1) いじめ防止対策の組織 校長（総括）、教頭（渉外）、生徒指導主任（指導）、教務主任（調整・記録）、学年主任（指導）、養護教諭、教育相談担当教諭、スクールカウンセラー

※その他、事案により柔軟に編成する。（※当該組織の事務担当教諭等数名、教育相談担当、情報を担当する教諭、保護者の代表、警察、学校医等）

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの事案の組織的対応の核としての役割。

(3) 会議の開催

- ① 2回の定例会の開催。
- ② いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開催する。

3 いじめの未然防止について

- (1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。
- (2) いじめに向かわない児童を育てる。
- (3) いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題を認識する。「規律・学力・自己有用感」
- (4) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。
- (5) 道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の計画的、組織的な指導計画を作成する。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめ等の指導をする。
 - 児童や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、メディアリテラシーに関する教職員研修及び生徒・保護者を対象とした講演会等の計画、関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施する。
 - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (7) 全校児童のふれあい活動を支援する。
 - 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (8) その他（職員の配慮事項）
 - ① 学級担任
 - ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
 - ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ② 養護教諭
 - ・保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ③ 生徒指導主任（生徒指導部会）
 - ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・日常的に情報を交換する機会を持ち、問題行動や支援を要する児童の情報を共有する。
 - ・日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。
- ④ 校長・教頭・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
 - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
 - ・児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
 - ・いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進。（児童会による「いじめ撲滅の宣言」や「相談箱の設置」など）
- ⑤ 教務主任・特別活動主任 ・学校行事の中で、保護者に対しいじめについて関心を高めるための啓発を行う。

4 いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささやかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが必要である。

- (1) 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。（市の調査）
 - ① 第1回「いじめ実態調査」実施。（6月）
「いじめ実態調査」の追跡調査（9月）
継続支援状況の確認（通年）
 - ② 第2回「いじめ実態調査」実施。（11月）
「いじめ実態調査」の追跡調査（1月）
継続支援状況の確認（通年）
- (2) 教育相談期間を実施する。 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」後、年2回実施する。 第1回7月～8月 第2回11月～12月
- (3) 家庭、地域との連携し、情報の共有化を図る。
 - ① 家庭との連携 学校基本方針等について、保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を 共有しやすい関係を築く。また、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護 者に示し、速やかに学校に相談するように啓発する。

- ② P T Aや地域との連携 学校基本方針等について、地域に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめ問題について、P T Aで協議する機会を設ける。(いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するように啓発する。)
- (4) いじめ防止・対策にかかわる依頼、いじめ防止・改善にかかわる行事への参加協力依頼及び啓発活動を行う。(学校便り、ホームページ、P T A広報等の活用。)
- (5) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。
- (6) その他(職員の配慮事項)
- ① 学級担任
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ・休み時間・放課後の児童との雑談等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
 - ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ② 養護教諭・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
- ③ 生徒指導主任(生徒指導部会)
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
 - ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
 - ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。
 - ・月末の職員会議で気になる児童・配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。
- ④ 校長・教頭
- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
- 5 いじめの相談・通報の体制について
- (1) 日常的に児童との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会と相談して進める。相談体制を整備整備して、教育相談の充実を図る。
- ① 校内相談体制を整備する。
- ② 教育相談期間を設置する。
- ③ 保護者のいつでも授業参観等を活用し、教育相談の充実をする
- ④ 教育相談箱を設置する。
- ③ スクールカウンセラーの積極的な活用を図る。
- (2) 学校の相談窓口、野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。
- ① 学校の相談窓口担当者(石崎養護教諭、山川教諭)
- ② ひばり教育相談 TEL 04(7125)8088

③ 学校・野田市以外の主な相談窓口

- ・ 24時間子ども SOS ダイヤル（子どもと親のサポートセンター）
TEL 0120(0)78310
- ・ 電話相談（子どもと親のサポートセンター）
TEL 0120(415)446
- ・ 千葉いのちの電話 TEL 043(227)3900
- ・ ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)（非行・犯罪被害などに関すること）
TEL 0120(783)497

(3) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

- ひばり教育相談員、スクールカウンセラーの学校派遣を依頼し、協力・助言をしてもらう。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 情報を収集する。（学級担任・養護教諭等）教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から情報を集める。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ④ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ⑤ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ⑦ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑧ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を整える。（事案に応じた組織編成）

- ① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組み方を決定する。学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する。
 - ・ いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応。
（いじめられた児童の意思の尊重）
 - ・ その保護者への対応。
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

7 いじめの指導について

(1) 子供への指導・支援を行う。

「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

① いじめられた児童に対応する教員

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童から事実関係の聴取を行う。その後、迅速に保護者に事実関係を伝え、当該児童の見守りを行うなど、安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた児童生徒に対応する教員

- ・ いじめた児童生徒への指導の承認を、いじめられた児童に必ずとるようにする。
- ・ いじめたとされる児童からは事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡する。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

③ 学級担任等・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ 組織・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

(2) 保護者と連携を図る。(学級担任を含む複数の教員) つながりのある教職員を中

心に、即日関係児童の家庭訪問を行う。

- ① 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ② いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供。

8 重大事態への対処について

（１）重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。（自殺の企図、身体の重大障害、金品の重大な被害、精神性の疾患の発症等）
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。（３０日が目安、一定期間連続して欠席した場合も）
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

（２）重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

9 公表、点検、評価等について

（１）学校いじめ防止基本方針について

- ① いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ② 基本方針は、学校ホームページで公表する。

（２）いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。